



相談・人権

相談

相談日や相談時間などは「広報くき」や市ホームページでご確認ください。予約が必要なものがありますので、詳しくはお問い合わせください。

各種無料相談

内容	問合せ
人権相談・女性相談	本 人権推進課 🏠 総務・人権係
女性の悩み(カウンセリング)相談	本 人権推進課
法律相談	本 市民生活課
行政相談(国の事務に関すること)	本 市民生活課 🏠 地域振興係
犯罪被害者支援総合的対応窓口	本 市民生活課
消費生活相談	消費生活センター TEL 22-3925 または 本 市民生活課
年金相談	本 市民課(総合窓口) 🏠 市民係
住宅の耐震相談	二 建築審査課
内職相談	三 商工観光課
家庭児童相談	本 こども家庭保健課
子育て相談(未就学児まで)	地域子育て支援センター (久喜 TEL 21-8596 / 栗橋 TEL 55-1147 / 鷺宮 TEL 59-7510)
児童相談(18歳未満まで)	児童センター TEL 21-8181 / 鷺宮児童館 TEL 58-7054
育児相談	各市立保育所
面接相談(学校生活、就学等に関すること)	鷺 指導課
福祉なんでも相談	久喜市社会福祉協議会 TEL 24-0700
生活困窮者自立支援相談	久喜市社会福祉協議会 TEL 23-2526

※このほか、無料登記相談、行政書士相談、不動産無料相談などがあります。日程など最新の情報は「広報くき」、市ホームページをご覧ください。また、**本** 市民生活課へお問い合わせください。



Kuki City
Photogallery



河津桜(青毛堀川沿い(鷺宮神社付近))



桜(鷺宮運動広場付近)

人権問題

部落差別をはじめ、ドメスティック・バイオレンス(DV)、子どもへの虐待、インターネットによる人権侵害、高齢者・障がい者・外国人・HIV感染者・ハンセン病患者・性的少数者・犯罪被害者とその家族・アイヌの人々に対する差別や偏見など、さまざまな人権問題が存在しています。市では、差別のない明るい社会づくりに向けて、各種人権施策や相談、啓発事業などに取り組んでいます。

男女共同参画

男女共同参画社会とは、男女が互いを認め合い、ともにいきいきと個性と能力を発揮し、自らの意思によりあらゆる分野に対等に参画できる社会のことです。

市では、条例や行動計画に基づき、行政と市民との協働により男女共同参画推進事業に取り組んでいます。

無料相談

「これは人権問題ではないだろうか」と感じたとき、また、夫婦関係や親子関係、配偶者等からの暴力に関する悩みごとがあったときなど、次の無料相談をご利用ください。「どこへ相談してよいのか分からない」というような悩みでも構いません。秘密は固く守られます。

名称	相談員	場所	日時
人権相談・女性相談	人権擁護委員	久喜総合文化会館	原則毎月10日 13時15分～16時15分
		菖蒲行政センター	原則第3水曜日 13時30分～15時30分
		栗橋行政センター	原則第3木曜日 13時30分～15時30分
		鷺宮行政センター	原則第4月曜日 9時30分～11時30分
女性の悩み(カウンセリング)相談(要予約)	女性臨床心理士	市役所(本庁舎)	原則毎月第1・第3金曜日 13時～17時 (1月～5月、8月～10月の第3金曜日は10時～17時) ※面接相談・電話相談・オンライン相談から選択できます。

※このほか、特設相談日があります。日時や場所など詳しくは「広報くき」をご覧ください。

人権教育・啓発事業

市民一人ひとりがお互いの人権(みんなが幸せに生きる権利)を尊重する社会を築くため、市ではさまざまな事業を行っています。

すべての人々がさまざまな人権問題を正しく認識・理解できるよう、これらの事業に参加しましょう。

また、窓口では、各種団体等へ人権啓発ビデオの貸し出しなども行っています。



Kuki City
Photogallery



イチョウ (市役所通り)



コスモス (コスモスふれあいロード)